

内浦村神の崎といふに在りて今も吹屋の跡あり。云々。其後沖崎より此所(中居)へ來りて、鐘物師今に在りて、北村・南村と別れ築えて、鐘物師受領の者百五十餘人に及べり。今も口宣の書物五十餘通傳へり。眞清田氏を改所とし、神崎・國田・島田・島竹・福光・米田・中瀬・森川・中山・宮崎・小泉・小林・吉岡・四柳など、今もあり。御即位毎に改所名代として、此者共の内より登る也。中比眞清田三右衛門・神崎金右衛門・橋根の大津坊とて、能州利家公御發向の時御手傳ひ申せし者として、御墨付戴きあり。中にも三右衛門は大力の剛の者にてありし由。今も御扶持頂戴して十村役也。又利常公の時、鐘物師名人宮崎彦九郎といひしを金澤へ召され、寒雉とて今金澤にあり。』とある。

イモナガシ 痘流 羽咋郡では痘瘡又は種痘の癒えたる時、機儀を頭に戴きて入湯せしめ、後之に三個の圓子を箸に貫きたるものを添へて、路傍の竹垣に掛けて置く慣習があり、それを痘流しと名づけた。

イモホリトウゴロウ 芋掘藤五郎 金澤の地名傳説に伴うて傳へられる架空人物である。藤五郎は加賀介藤原吉信の裔で、石川郡山科に住む貧人であり、薯蕷を掘つて生活して居たが、大和初瀬の生玉右近方信が、觀音の靈告によりその娘和五を伴ひ來つて藤五郎の室たらしめた。藤五郎或時沙金を山から得て之を洗つたのが、今の金澤の池である。又除夜に黄白黒の三領來つて藤五郎の門を窺つたが、夜明けで出で見るに金銀鐵の三塊があった。藤五郎之を以て彌陀・藥師の像を作らしめたが、その彌陀は今百姓町慶覺寺の本尊、藥師は寺町伏見寺の本尊であり、和五が懷にした守本尊の觀音は卯辰觀音院の本尊になつた。又三領の來た方の山を後世三小牛と稱すといふので、芋掘は薯蕷である。

イヤヒメジンジャ 伊夜比咩神社 鹿島郡向田に鎮座する。式内等舊社記に、『伊夜比咩神社。式内一座。能登島地向山村鎮座。』と記し、又能登名跡志には、『向山村は大村にて伊夜比咩神社立ち給ふ、大社也。御神体八幡宮なり。昔御神体十二月三日蟬に乗りて、此村の三郎助と云ふ百姓の前なる平石と云ふ上へあがり給ふを、高の愛宕と云ふ山へ移し奉る。今も蟬のごとく云ひて、十二月三日に毎年祭あり。又奇瑞ありて今の社地に奉り移也。當社寶物色々あり、月星の玉とてあり。此玉は此村の谷内より出し由。其所を明星の谷内と云ふ。寶劍の鏢とてあり。云々。神主船木氏也。』と見える。社藏に、嘉慶元年宗成の棟札、應永二十七年時輪彦次郎左衛門上荘の棟札、嘉吉三年温井兵衛尉慶宗上荘の棟札、寛正六年温井小三郎忠冬再造の棟札、永祿元年池田掃部助再造棟札、曆應三年高武藏守神領奇進狀、文明十二年太郎兵衛吉次寄進狀、同十三年家吉寄進狀がある。

イヨドノザカ 伊豫殿坂 ↓ホウトウジザカ 寶嶺寺坂。

イラサキオリ 薩摩裂織 古跡考に石川郡河内庄奥池内尾・下折等の村々に、イラといふ草の莖から製した草で、裂織といふものを織る。是を着すれば刀劍も能く切ることを得ぬと記してある。

イラバラ 苛原 能美郡牛首(今の白峰)の内的小字。

イリエ 入江 石川郡米丸郷に屬する部落。イリエアツタカ 入江厚孝 通稱彌彌三兵衛。關流の算法を加藤(小原)時雍に學ぶ。天保元年三月佐那武明神社に算題の額面を奉納したが、今存せぬ。

イリエチヨウベエ 入江長兵衛 慶長十九年前出利常に仕へて三百石を受け、明暦三年歿。子孫世々藩に仕へた。

イリガマ 入釜 羽咋郡神造庄に屬する部落。イリコ 煎海風 ↓ナマゴ 生海風。イリコマツリ 煎粉祭 能美郡安宅なる安宅住吉神社に於いて三月十日に行ふ鎮火祭をいふ。古へ大火災の際を免れるの老女が自若としてその業を繼續しながら災厄を免れたから名づけるといふ。又石川郡宮丸・米丸では十二月十日に麩を神棚に供へ、又之を食ひもするをいふ。往昔宮丸の本屋氏の下婢が、毎年落穂を拾うてこの事を行つたに起るといはれる。

イリビヤクシヨウ 入百姓 従來頭振りであつたものが、田地の高を獲得して、百姓の身分を得たものをいふ。又百姓の缺けたる田地を耕す爲、他地方から移したものを呼ぶこともある。

イリヤマ 入山 鳳至郡仁岸郷に屬する部落。イレズミ 入墨 入墨は禁牢者の附加刑で、累犯の場合に隱蔽することを得ざらしめる爲であつた。天明五年前出治備が公事場奉行に命じ、禁牢の期満ちて釋放せられる者には、微罪たりとも右腕に入墨すべきことを命じたのがその初であり、公事場・町會所・盜賊改方

各異なつた形状の入墨を用いた。但し同六年大赦の際には、入墨を施さずして出牢せしめることとし、その翌年には幕府又は藩の吉凶の爲赦を行ふ時も同例とした。寛政三年赦に會うて死一等を減じ、三ヶ所御構追放代刑になつたものも、期満ちて放免せられる際、入墨を施さなかつた。

イロスギハラ 色杉原 二册。題簽には誹賤色杉原とある。元祿四年七月京井簡屋庄兵衛板、金澤三・屋五郎兵衛發賣。山茶花友琴の著で、衣魚齋原田實直の序がある。巻首に『部は彼卿の色紙形に似たるにや』とあるのは散亂するの意味らしく、季節を分類して居らぬ。

イロハグリソクメイシユウ 伊呂波線村名集 一册。領内三州の村名を伊呂波分にして郡別に記し、郷庄保名を傍註してある。村名の訓み方は方言のまゝで、巻尾には別に難訓の村名を摘出してある。

イワシウラ 鱈浦 鹿島郡潮風に屬する小字。インキヨ 隱居 僧侶を罰するに押隠居・隱居・隱居・寺外隱居の名目があつた。押隠居は住持であつた地位を強ひて去らしめるものをいひ、隱居・隱居は隱居の上盤居せしめるもの、寺外隱居は寺院に住することを得ざると共に、他國にも往く能はざるものであつた。

インキヨウアンケンロク 關鏡安見錄 一册。内題には鏡鏡名乗反字安見錄とあり、相性による名乗字の撰び方、反切の吉凶等を記したものである。加陽金澤の土多田秀洞の著、寶曆四歲戌冬湯島切通泉屋判三郎等の出版。インキヨリヨウ 隱居料 諸士老齡に達し